



申込みに必要な書類について



(1) 申込みに必要な書類（書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

提出が必要な方	必要書類	提出部数
①全員 (在園継続の方を除く)	・申込書（令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費・地域型保育給付費等〉）	児童につき1部
	・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード・住民票の写し〈マイナンバー有〉いずれか1点）	申請保護者の分
	・発育状況調査票	児童につき1部
②2号・3号の方	・保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類（P6参照） ※令和6年6月に在園児を対象とした現況届を提出し、変更がない場合は提出不要。 ただし、「保育を必要とする事由」（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合は提出が必要。	保護者につき1部 (父1部、母1部)
③該当する方のみ	・世帯状況に応じて必要な書類	世帯で1部
	下表(2)参照	
	・代理人が手続する場合に必要な書類	
	下表(3)参照	
	・転入予定の方が必要な手続・書類	
	下表(4)①参照	
	・広域入所に必要な手続・書類	
	下表(4)②、(5)参照	

※書類不備の場合は受け付けできない場合があります。十分に確認し、提出してください。

※新生児の申込みは、入所希望月1日時点で出生から3カ月以上経過していることが条件です。

(例) ・4/1生まれの場合→7月1日から入所可能

・4/2生まれの場合→8月1日から入所可能（7月1日時点では、3カ月経過していないため）

(2) 世帯状況に応じて必要な書類



	世帯の状況	必要な書類
共通	国外居住していた方及び軍人・軍属の方 ※令和6年1月1日時点国内に住所が無い方	2023・2024年中の収入が確認できる書類（W-2等）
	外国籍でうるま市に住民票がない方	パスポートの写し
	離婚を前提に別居中の方	申立書（市指定様式）・離婚調停中であることがわかるもの
	生活保護世帯	生活保護受給者証
	個別支援保育が必要な方	P11をご確認ください
2	ひとり親世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」、 「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当認定通知書」
3号	同一世帯に障害を持つ方がいる世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、 「特別児童扶養手当証書」、「障害基礎（厚生）年金証書」

(3) 代理人が手続する場合に必要な書類

保護者以外の方が代理で申請する場合、下記Ⅰ～Ⅲをご提示ください。

Ⅰ：保護者(父または母)の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・通知カード・住民票の写しのいずれか1点）※コピー可
Ⅱ：代理の方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等のいずれか1点）※コピー可
Ⅲ：委任状（保護者から「手続を委任されたこと」が記載されているもの）※任意様式（参考様式を市HPからダウンロードできます。）

(4) 市外在住で「うるま市内の保育施設」を希望する場合

①【うるま市へ転入予定の方】……必要書類：上表(1)③記載の書類、「転入に関する誓約書」 ・《R7年4月入所》R7年3月14日までにうるま市へ転入手続が可能の方のみ、うるま市民と同様に選考いたします。 ・《年度中途入所》入所希望月前月20日までにうるま市へ転入手続が可能の方のみ、うるま市民と同様に選考いたします。 (※上記期日までに転入手続ができない場合、内定取消となる場合があります。)
②【うるま市へ転入予定のない方（広域入所）】……必要書類：居住市町村の指定様式（※提出先も居住市町村） ・《R7年4月入所》居住市町村の指定様式にうるま市の希望施設を記入し、受付期間内（P3参照）にうるま市に必着するように <u>居住市町村へ提出</u> してください。 ・《年度中途入所》居住市町村の指定様式にうるま市の希望施設を記入し、入所希望月前月10日までにうるま市に必着するように <u>居住市町村へ提出</u> してください。 (※うるま市内の待機児童が解消されるまでは市内住民を優先するため、受け入れができない場合があります。)

(5) うるま市在住で「他市町村の保育施設」を希望する場合（広域入所）

必要書類：上表(1)記載の書類（※提出先はうるま市） ・前もって「希望する市町村の受付期間」を確認の上、 申込締切日10日前までに 、うるま市へ提出してください。 ・保護者から入所申込書類を受け取ったあと、うるま市から希望する市町村へ書類を送付し、希望する市町村で入所選考が行われます。
--



「保育を必要とする事由」を証明する書類



■ 次の表を確認のうえ、入所希望月の状況に応じた書類を1世帯につき1部提出してください。（きょうだい分不要）

・各証明書は申込日から起算して**3か月以内**に作成されたものを有効とします。 ・「★」は指定様式です。右記QRコードからダウンロードできます。

事由	提出書類 ※すべて入所希望月時点の内容がわかる必要があります。	認定有効期間	保育時間
1. 就労	勤務 就労証明書 ★	3号認定（0歳～2歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の2日前まで〉	・保育短時間 ※注1 〈月64～120時間未満の勤務〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の勤務〉
	自営業者 (1)就労証明書 ★ ※勤務している方と同じ様式です。 (2)添付書類 営業許可証、開廃業等届出書、 個人事業の開業・廃業等届出書 等 のうち1点 ※(2)の書類が提出できない場合は別途、申立書の提出が必要。	2号認定（3歳～5歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで〉 ※3号から2号へは自動的に切り替わります。	
2. 疾病・障害	障害 次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳の有効期間まで	保育標準時間
	疾病 診断書 ★ ※病院様式は使用できません。	診断書に記載のある月あたり最低64時間 以上の保育軽減が必要な期間	・保育短時間 〈月64～120時間未満の軽減〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の軽減〉
(親族の) 3. 介護・看護	診断書★ 及び 看護（介護）状況申告書 ★ ※病院様式は使用できません。		
4. 就学	在学証明書 及び 時間割表の写し ※学校教育法で規定する教育施設 または公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等。	卒業予定日または修了予定日が属する月 末まで	・保育短時間 ※注1 〈月64～120時間未満の就学〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の就学〉
5. 妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写し	産前6週前の属する月始め（多胎14週前）から、産後8週後の翌日が属する月末まで	保育標準時間
6. 求職活動	求職活動状況申立書 ★	90日間が経った月の月末まで ※原則90日を超える継続利用はできません。	保育短時間
7. 育児休業 (在園児のみ)	勤務証明書 ★ ※育休期間の記載があるもの。	育休対象児童が2歳を迎える月末まで	保育標準時間
8. みなし育休 ※注2 (在園児のみ)	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し ※妊娠・出産要件（2号要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育休（2年）を取得することはできません。	※新規申込時に育児休業中の方は、 入所決定月の翌月1日 までに職場復帰が必要。	
9. 災害復旧	罹災証明書	復旧にあたる期間	保育標準時間

※注1 保育短時間では送迎が間に合わない場合、標準時間への変更が認められる場合があります。必要な方はご相談ください。

※注2 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等。

注意 「保育を必要とする事由」が変更になった場合

- ・支給認定変更手続きが必要です。原則翌月1日からの変更となります。
- ・勤務先の変更や勤務時間の変更があった場合、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。
- ・退職や育児休業取得等、「保育を必要とする事由」が変更になった場合、**変更開始前月15日までに**、「支給認定変更申請書」「保育を必要とする事由を証明する書類」をご提出ください。
- ・郵送での受け付けも可能ですが「支給認定変更申請書」をご記入の上同封してくださいますようお願いいたします。

注意 「保育の実施に関する証明書」につし（育児休業給付金の支給延長については、P12も併せてご確認ください。）

- ・保育施設等において保育が実施されないことを事由として1歳6か月(または2歳)に達する日まで育児休業給付金の支給延長をハローワークへ申請するにあたっては、**保育施設等において保育の利用が実施されない事実が確認できる書類**として市町村が発行する「**保育の実施に関する証明書**」の提出が必要となります。
- ・**保育の実施に関する証明書**は、認可保育施設への入所申込(入所申込日・入所希望日が1歳到達以前)をしていて、保育施設の利用が実施されていない場合、発行することが可能となります。証明書の発行をご希望される方は、入所申込みと併せて、「**保育の実施に関する証明書**」の提出が必要となります。